

その書き込み、SNS にしても大丈夫!?

授業教材パック

この授業パックは、安全・安心してインターネットを利用できる社会を構築するために、必要なルールは何かを考える授業をする際に使用してください。



目次

その書き込み、SNS にしても大丈夫!?授業教材パック.....	1
目的.....	1
概要.....	2
授業の位置づけ.....	3
準備物.....	3
授業教材パックの使い方	5
付属のCD-ROMに含まれる資料について	5
資料の使い方について.....	5
設問について	6
授業展開例.....	7
授業進行	9
1 導入	9
2 展開1	10
3 展開2	13
4 展開3	18
5 まとめ.....	19
6 課題	21
ワークシート.....	23
ワークシート（先生用）	24
CASE A ロールプレイ原稿.....	25
CASE B ロールプレイ原稿.....	25
課題： ロールプレイ原稿.....	25
スライド.....	27~40





その書き込み、SNS にしても大丈夫!?

授業教材パック



この授業教材パックは、安全に安心してインターネットを利用できる社会を構築するために、必要なルールは何かを考える授業をする際に使用して下さい。

目 的

インターネットは、必要な情報を瞬時に取得することができる便利な道具である反面、使い方を間違えると凶器にも成り得る危険な道具でもあります。こうした道具であるインターネットを通して人間関係を構築している現代社会において、生徒は、毎日の生活の中で自らが情報を受信・発信する主体であることを実感し、自律した主体となることが求められています。

日本国憲法 21 条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する」と規定しています。自由が保障されているからといって、どのような表現をしても良いのでしょうか。日本国憲法 13 条は、個人の尊重を中心に据えプライバシーの権利を保障しています。

この授業教材パックは、SNS への書き込みという具体的な事例に即して、どのような表現が法的に問題となるかについて考えることを目的とした学習教材です。

概要

この授業教材パックは、「表現の自由」「プライバシー権」について、生徒が毎日の生活で利用する SNS への書き込みをするという 2 つの事例を通して、どのような表現が法的に問題となるかを考えるものです。

① レストランの感想を書き込む事例

② レストランでの事実を書き込む事例

①で商品等について感想を書くことは自由であることを押さえ、

②で法的に問題が生じる場合があることを理解し、人権と人権を調整するために法律が制定されていることを考えます。

▶ 指導書

指導書の中には、授業展開例と SNS への書き込みをめぐる 2 つの事例及び発展事例のスライドを使用する際の教師用トークや注意点が記載されています。

同封の CD には、2 つの事例及び発展事例を参考としたスライドが記録されており、それを用いて授業を行うことができます。

▶ 対象

◆ 高等学校

➤ 教科・領域

- ◆ 公民科（公共）
- ◆ 家庭科（家庭基礎）（家庭総合）
- ◆ 特別活動（学級活動）
- ◆ 情報科

➤ 時間数

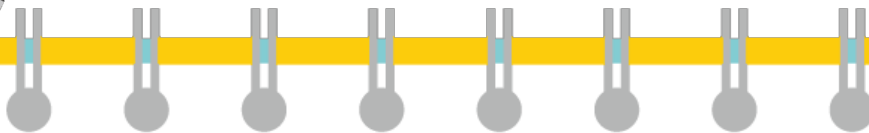
- ◆ 1時間（45分）

授業の位置づけ

家庭科、公民科、情報科の時間で実践できる題材として用意しました。

準備物

- ◆ パソコン、プロジェクター、スクリーン
- ◆ ワークシート



× 毛帳





付属のCD-ROMに含まれる資料について

1回45分の授業を想定して作られています。

まず、7～8ページの「授業展開例」を参考にしてください。

授業で適宜使用できるように①スライド、②ロールプレイ原稿、③ワークシート が付属CD-ROMに含まれています。

資料の使い方について

①スライドは、Microsoft のパワーポイント用ファイルです。

パソコンからプロジェクターに送り、スクリーンなどに投影するなどしてお使いください。

②ロールプレイ原稿は、PDF で作成されています。事例を紹介する

際に、生徒などに役割を割り振って読み上げてもらえるように、1枚にまとめてあります。必要な箇所を印刷・配布してください。

③ワークシートは、PDF で作成されています。生徒一人ひとり、

あるいは班の分だけ印刷して配布し、事例を紹介した後で各自・各班で考えさせるために用いてください。

設問について

各事例紹介の後で「この事例は、法的に問題になりますか？」と問いかけをしてください。ワークシートに○^{まる}を記し、その回答について、なぜそう考えるかを下の欄に書くように指示してください。

そのうえで、正解を示し解説を加えてください。生徒一人ひとり、あるいはグループワークで考えさせることもできます。



授業展開例

		学習活動	指導上の留意点
導入	5分	<p style="text-align: center;">問題の所在</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SNS への書き込みトラブル状況を把握 <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発問: どのようなトラブルがあるか ・ 憲法 21 条の表現の自由について確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・ SNS の利用について考える導入とする ➤ スライド 1～3 で確認
		<p style="text-align: center;">1. SNS にレストラン OKYA~MA について 書き込み 2 事例紹介</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 「美味しくなかった」という ケース A の書き込み ② 「詐欺集団のたまり場で、詐欺に遭う」 というケース B の書き込み <p style="text-align: center;">2. 2 つの事例の違いについて 考えさせる</p> <ul style="list-style-type: none"> ③ ケース A・B についてワークシート記入 ④ 班内話し合い・発表 ⑤ 解説 憲法 21 条・刑法 230 条のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 2 つの違いについて考えさせる。 ➤ スライド 4 ➤ スライド 5 ➤ スライド 6 ➤ スライド 7・8 条文をゆっくり読み確認する
展開 2	10分	<p style="text-align: center;">1. 公共とは何かを考える</p> <ul style="list-style-type: none"> ① ケース B の場合をさらに考える <ul style="list-style-type: none"> ◆ 発問: 本当のことを書いていたとしても 法的に問題になるか ② ワークシート記入 ③ 班内話し合い・発表 ⑤ 解説 刑法 230 条の 2 のチェック 	<ul style="list-style-type: none"> ➤ スライド 9～11 条文をゆっくり読み確認する

		学習活動	指導上の留意点
展開 2	10 分	<p style="text-align: center;">2. プライバシーの侵害について考える</p> <p>①ももこさんがももた君の個人情報を書き込む事例の紹介</p> <p style="padding-left: 20px;">◆ 発問：本当のことなら何でも書いて良いか</p> <p>②ワークシートに記入</p> <p>③班内話し合い・発表</p> <p>④解説 憲法 13 条 プライバシー権</p>	<p>➤ スライド 12</p> <p>条文をゆっくり読み確認する</p>
		<p style="text-align: center;">3. 中間まとめ</p>	<p>➤ スライド 13</p>
展開 3	10 分	<p style="text-align: center;">1. 公共の利害に関する人を考える</p> <p>①週刊誌やテレビなどで論評されている人</p> <p style="padding-left: 20px;">◆ 発問： 新聞やテレビなどでプライバシーが取り上げられている人はどんな人</p> <p>②ワークシート記入</p> <p>③発表</p> <p>⑤解説 公共の利害に関する人</p>	<p>➤ スライド 14</p> <p>➤ スライド 15 第1 類型・第2 類型</p>
		<p style="text-align: center;">1. 表現の自由と個人の尊重の調整</p> <p>①人権と人権の衝突</p> <p>②調整をするために法律</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 刑法 230 条の 2 を確認 ・ 法律の役割について理解させる 	<p>➤ スライド 16・17</p> <p>➤ スライド 20</p>
まとめ	5 分	<p style="text-align: center;">時間がある場合、宿題等でもっと考えてみよう！を考える</p>	<p>➤ スライド 18・19</p>



1 導入

今日は、SNS への書き込みについて、法律と関係づけて考えます。
SNS とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人のつながりを支援するインターネット上のサービスのことです。

スライド
1

みなさんの中で、SNS への書き込みでトラブルにあったとか、あるいはトラブルを聞いたということはありませんか。

みなさんにとって SNS は身近なものであると思います。しかし、利用するに当たっては気を付けなければならないことが沢山あります。

まず今日の学習目的を確認します。

今、ネットでの書き込みが色々とトラブルを起こしています。

スライド
2

憲法 21 条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しています。

では、どのような表現をしても良いのでしょうか？

どのような表現が問題になるのか考えましょう。

これから 2 つの事例を紹介します。よく考えてみましょう。

スライド
3

2 展開1

CASE A

スライド
4

ある高校に通う ももた君と ももこさんは仲のよい友だちです。ももた君は家族でレストランOKYA～MAへ行きましたが、色々と不満があった様子です。翌日、クラスメートたちに感想を話しています。

➡ 生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は25頁へ

CASE B

スライド
5

「レストランOKYA～MAが高くて美味しくなかった」と言うももた君の話を聞いていた うら君は、何か思いついたようで、さらにSNSに書き込みを始めました。

➡ 生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は25頁へ



考えてみましょう

スライド
6

レストランOKYA～MAに関するSNSへの書き込みについて

CASE A

ももた君の書き込みは法的に問題になりますか？

「なる」か「ならない」かに印をしてその理由をワークシートに記入してください。

CASE B

うら君の書き込みは法的に問題になりますか？

「なる」か「ならない」かに印をしてその理由をワークシートに記入してください。



解説

ももた君の書き込みと うら君の書き込み、両方の書き込みとも、レストランの評判を下げています。どこがちがうのでしょうか。

CASE A

「レストランOKYA～MA。高いだけで美味しくなかった！」という書き込みは、レストランに関するももた君の感想なので、法的に問題になることはないでしょう。

CASE B

「レストランOKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」という書き込みは、うら君自身がその事実を確認せず、「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うらしい」という事実を書き込んでいるので、法的に問題になります。

そこで、法的に問題になるということについてももう少し詳しく見ていきましょう。

★まず、刑法 230 条名誉毀損をチェックしましょう。

刑法第 230 条（名誉毀損）

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3 年以下の懲役若しくは禁錮又は 50 万円以下の罰金に処する。

スライド
7

と規定しています。この刑法の条文は、何と言っているのでしょうか。

★細かく見ると、

①公然と事実を摘示（書き込むなど）すること

②それが名誉を毀損すること

この二つのことが成立すれば

③事実の有無にかかわらず、罪が成立すると言っています。

★言葉が難しいのでもう少し説明します。

①公然と事実を摘示するとは、

不特定または多数が認識できる状態にすることで、ネットへの書き込みもそれに当たります。

事実を書くことと感想を書くこととは違います。

②名誉とは、

社会がその人に対して与える評価のことです。


社会的な評判・名声・信用などですね。


③その事実の有無にかかわらずとは、

書き込まれる情報には嘘と本当のことがありますね。

本当のことを書いても という意味です。

★つまり、ケースAのももた君の書き込みとケースBのうら君の書き込みの違いは、どちらの書き込みも、レストランの評価を下げていますが

 ももた君のは、「美味しくなかった」という単なる感想を書いているので、「公然と事実を摘示」していません。

 しかし、うら君のは、「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」という事実を書いているので、「公然と事実を摘示」しています。

★だから、ももた君の書き込みは法的に問題にならないのに対して、うら君の書き込みは法的に問題になるのですね。

3 展開2

では、うら君が書き込んだ「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」が本当のことであつたら、どのような場合でも法的に問題になるのでしょうか。

考えてみましょう

ケースBのうら君の書き込みが事実であった場合でも法的に問題になりますか？

「なる」か「ならない」かに印をしてその理由をワークシートに記入してください。



解説

先程見た、刑法 230 条は「その事実の有無にかかわらず」ということですから、法的に問題になりそうですよね。

★しかし、それでいいのでしょうか？ 憲法 21 条を見てみましょう。

憲法第 21 条

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

憲法は表現の自由を保障しています。表現の自由が保障されているのは、民主主義にとって とても大切なことだからでしたね。本当に大切なことで、社会のために必要なことは、みんなに伝える必要があるにもかかわらず、発言すると罰せられては困りますね。

★ここで刑法 230 条の 2 をチェックしてみましょう。

刑法第 230 条の 2 (公共の利害に関する場合の特例)

1 項 前条第 1 項の行為 (公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為) が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない

とあります。

スライド
9

つまり、公共の利害に関する事実の場合は、本当のことを書いていたら罰せられないということです。

公共の利害に関するかは、「誰にも関係のある可能性があるか否か」がポイントのようです。

ということは、「レストランOKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」が本当なら、これが「公共の利害に関する事実」かどうかということが問題になりますね。

スライド
10



ポイント① この事実は「公共の利害に関する事実」であるか

ポイント② 「公共の利害に関する事実」であるとすれば、

それはどうしてか？

★ レストランとはどのような場所でしょうか？

誰でも行ける場所、つまり、誰でもお客さんになる可能性がありますね。

ということは、レストランのことは、「公共の利害に関する事実」とみなされます。

また、「詐欺」という犯罪に関する事実も公共の利害に関する事実とされています。

☆ ということで、

スライド
11

CASE A

ももた君の書き込み

「レストランOKYA~MA。高いだけで美味しくなかった！」
という書き込みは、法的責任を問われません。なぜなら、レストランに関するももた君の感想だからということです。

CASE B

うら君の書き込み

「レストランOKYA~MAは詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」という書き込みは、法的に責任を問われます。なぜなら、うら君自身がその事実を確認せず、でっち上げで「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うらしい」という嘘の事実を書き込んでいるからです。

☆ しかし、法的に責任を問われない場合があります。それは、書いた事実が本当のことだと証明できれば、誰にも関係の可能性のある事実ということで責任を問われません。

☆ つまり、公共の利害に関するかは、誰にも関係のある可能性があるか否かがポイントのようです。



考えてみましょう

スライド
12

では、本当のことであれば、

何を書いても法的に問題にならないのでしょうか？

ももこさんが、SNSで「ももた君の住所は〇〇で、学校から×××を通って帰っている」とももた君の個人情報を書き込んでいます。

ももこさんの書き込みは、法的に問題になりますか？

「なる」か「ならない」かに印をしてその理由をワークシートに記入してください。



解説

いくら本当のことを書いていたとしても、民事の損害賠償の対象となることがあります。

ももこさんは、ももた君のプライバシーを侵害することをしていきます。このようなプライバシーを侵害する行為は、刑罰の対象とならない場合でも、被害者からの訴えで損害賠償の対象などになることがあります。

★ プライバシーの権利とは、

私生活上の情報をみだりに公開されない権利で、憲法13条「個人の尊重」から導かれます。

★ プライバシーの内容は、

- ① 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることがらであること
- ② 一般の人々に未だ知られていないことがらであること…等々です。



ではここまで学んだことをまとめてみましょう。

スライド
13

- ◆ 商品について感想を書くことは自由です。
- ◆ 事実を書いて名誉を傷つける行為は、本当のことを書いても罰せられます。
- ◆ それが、公共の利害に関する事実に関することであり、本当のことであれば罰せられません。
- ◆ プライバシーを侵害する行為は、名誉を傷つけなくても損害賠償の対象となります。

4 展開3



考えてみましょう

では、テレビや新聞・週刊誌で取り上げられている人とももた君との違いは何でしょうか。

スライド
14

人物などについて書く場合、「公共の利害に関する人についての事実」かどうかが問題となります。

週刊誌やテレビなどでプライバシーが取り上げられたり、色々と論評されている人たちは、どんな人たちか、ももた君とどこが違うかワークシートに記入してください。



解説



「公共の利害に関する人」とは、

スライド
15

まず、第1類型で、①政治家、公務員や②大企業の社長、アイドル、俳優、スポーツ選手といった、「公人」といって、社会に対して大きな影響力をもっているので、「公共の利害に関する事実」に当たる場合があります。

次に、第2類型で、犯罪を行った人たちです。犯罪について世論と協力して取り締まることができるようになどと説明されています。

これらの人たちが「公共の利害に関する」人たちというわけです。しかし、週刊誌とか見て、プライバシーが書いてあるからといって、誰のプライバシーでも書いて良いということではないことに気をつけてください。「公共の利害に関する人」のことをSNSに書き込む場合でも、嘘を書いてはいけません。

5 まとめ

では、今日学んだことをまとめてみましょう。

スライド
16

憲法 21 条は、

集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

として、表現活動の自由を規定しています。

したがって、インターネットに自分の意見を書きこむ自由があります。

★しかし相手にも名誉権・プライバシー権があります。

憲法 13 条は、

すべての国民は、個人として尊重される。

として、個人の名誉やプライバシーの保護を規定しています。

したがって、私生活、悪口・陰口、その他書いてほしくないことは書かれない、つまりみだりに公開されない権利があります。



これら二つの自由と権利はぶつかりますね。どうやって調整したらよいのでしょうか。

先程見た、刑法 230 条の 2 は、これを調整するための規定だったんですね。

もう一度、刑法 230 条の 2 を確認してみましょう。

スライド
17

刑法第 230 条の 2（公共の利害に関する場合の特例）

1 項 前条第 1 項の行為（公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為）が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

★ 刑法 230 条の 2 の意義は、

「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法 21 条による正当な言論の保障との調和」を図ることであると、最高裁判所大法廷の昭和 44 年（1969 年）6 月 25 日の判決で述べています。

★ 憲法は表現の自由を保障しますが、自由の反対側には責任があります。自由だと言っても、名誉を毀損したり、傷つけたりするような内容を書き込んだ場合は、民事的な責任、刑事的な責任を問われる可能性があります。

★ つまり、法律は、公益や人権を守るために存在し、人権と人権との調整を行っているのです。



SNS への書き込みは、公然となる可能性があります。
インターネットを利用して情報を発信する場合はよく考えて責任ある書き込みをしましょう。

スライド
20

6 課題

時間がある場合や課題として使用してください

教室で ももこさんと楽しそうに話をしている ももた君がいます。それを見ていた うら君が、また何か思いついたようです。SNS に書き込みを始めました。

スライド
18

➡ 生徒などに頼んでロールプレイングをする場合は 25 頁へ



解説

刑法 230 条の 2 は、どのように書いていたか、確認しながら考えてみましょう。

スライド
19

「ももたがカンニングをした」というのは、「公共の利害に関する事実」でしょうか？

つまり、「誰にも関係のある可能性のある」問題でしょうか？
どうでしょうか？ どうも、そうとは言えないようです。

★ クラスや学校では関心のある問題であっても、一般の人が知る必要はない問題です。

- 犯罪とも言えませんね。
- 学校という中での問題です。



- ①ももた君がカンニングしたかどうかを決める権利は、先生や学校にあります。
- ②それを決めるには、きちんとした手続きが必要です。
- ③仮に、ももた君がカンニングをしたところを見たとしても、その場で先生に言う必要があります。

★ つまり、うら君が「カンニングを見た」ことが、本当であっても、嘘であっても、「公共の利害に関する事実」ではありません。

★ したがって、

うら君が書き込んだことが、ももた君の社会的評価を下げることになり、名誉毀損に当たるでしょう。

ワークシート

年 組 番 名前

1-1 CASE **A** 「レストランOKYA～MA。高いだけで美味しくなかった！」

理由 法的問題に なる ならない

1-2 CASE **B**

「レストランOKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」

理由 法的問題に なる ならない

2-1 「レストランOKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」ということが本当のことだった場合

理由 法的問題に なる ならない

2-2 ももこさんがももた君の住所は〇〇で、学校から×××を^が通って帰っていると書き込むこと

理由 法的問題に なる ならない

3 週刊誌やテレビなどでプライバシーが取り上げられたり、色々と論評されている人たちはどんな人たちか。ももたくんとどこが違うか

理由

ワークシート（先生用）

年 組 番 名 前

1-1 CASE A 「レストランOKYA～MA。高いだけで美味しくなかった！」

理由 法的問題に なる **ならない**

レストランに関するももた君の感想だから

1-2 CASE B

「レストランOKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」

法的問題に **なる** ならない

うら君自身がその事実を確認しないで、嘘の事実を書いているから

2-1 「レストランOKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」ということが本当のことだった場合

理由 法的問題に なる **ならない**

レストランは、誰でもお客さんになる可能性があるので、「公共の利害に関する事実」になるので

2-2 ももこさんがももた君の住所は〇〇で、学校から×××を通過して帰っていると書き込むこと

理由 法的問題に **なる** ならない

ももた君のプライバシーを侵害しているので

3 週刊誌やテレビなどでプライバシーが取り上げられたり、色々と論評されている人たちはどんな人たちか。ももたくんとどこが違うか

理由

政治家・公務員・大企業の社長・アイドル・俳優・
スポーツ選手・犯罪者

CASE A ロールプレイ原稿

ももた	この間家族でレストランOKYA~MAに行ったけど、値段が高ただけでちっとも美味しくなかったんだ。もう二度と行かないよ！
ももこ	そうね～ あそこはあまりいい噂かないわね～
ももた	そうだ。SNSに書き込もう！ 「レストランOKYA~MA。高ただけで美味しくなかった！」 これでよし。お店の人も僕の書き込みを見て、少しは見直すかな？
ももこ	そうね。お店の人はお客さんの感想を気にしているから、少しは味を見直すんじゃないの？

CASE B ロールプレイ原稿

うら	う～ん！！ももたは甘いな～！！ よし、僕がもっとみんなが行かないように書いてやる！！ 「レストランOKYA~MAは詐欺集団のたまり場で、あそこに行くと詐欺に遭うこともあるらしい」 よしよし、これくらい書いているとみんな行かなくなるし、高いお金を払って嫌な思いをする人もいないだろう。
----	--

課題： ロールプレイ原稿

うら	ももたはいつもももこと仲良くしているなあ。。。そうだ！ ももたのイメージダウンになるようなことを書き込んでやろう。 「このまえの試験のとき、ももたがカンニングをしているのを見た！」 よしよし、これを読んだら ももこも 少しは考えなおして、僕とも仲良くするだろう。
----	--

授業用資料



➤ スライド 1



今日は、「腹が立つ」「悪口書いてやろう」「これくらいいいよね」、そんな SNS への書き込みについて、法律と関係づけて考えます。

SNS とは、ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略で、人と人のつながりを支援するインターネット上のサービスのことです。

みなさんの中で、SNS への書き込みでトラブルにあったとか、あるいはトラブルを聞いたことはありますか。

みなさんにとって SNS は身近なものであると思います。しかし、利用するに当たっては気を付けなければならないことが沢山あります。

➤ スライド 2



まず今日の学習目的を確認します。

今、ネットでの書き込みが色々とトラブルを起こしています。

憲法 21 条は、「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。」と規定しています。

では、どのような表現をしても良いのでしょうか？

➤ スライド 3



これから2つの事例を紹介します。よく考えてみましょう。

▶ スライド 4

CASE A レストラン・OKYA～MAへの書き込み：ももた君の場合

ももた君は家族でレストラン・OKYA～MAへ行きましたが、いろいろ不満があった様子…。翌日教室でクラスメイトたちに感想を話しています。



ケースAです。

ある高校に通うももた君とももこさんは仲のよい友だちです。

ももた君は家族でレストランOKYA～MAへ行きましたが、色々と不満があった様子です。翌日、クラスメイトたちに感想を話しています。

ももた：
この間家族でレストランOKYA～MAに行っただけ、値段が高ただけでちっとも美味しくなかったんだ。もう二度と行かないよ！

ももこ：
そうね～あそこはあまりいい噂かないわね～

ももた：
そうだ。SNSに書き込もう！「レストランOKYA～MA。高ただけで美味しくなかった！」これでよし。お店の人も僕の書き込みを見て、少しは見直すかな？

ももこ：
そうね。お店の人はお客さんの感想を気にしているから、少しは味を見直すんじゃないの？

▶ スライド 5

CASE B レストラン・OKYA～MAへの書き込み：うら君の場合

「レストラン・OKYA～MAが高くておいしくない」と言うももた君の話を聞いていたうら君、なにが思いついたようで、さらにSNSに書き込みを始めました。



ケースBです。

「レストランOKYA～MAが高くて美味しくなかった」と言うももた君の話を聞いていたうら君は、何か思いついたようで、さらにSNSに書き込みを始めました。

うら：
う～ん！！ももたは甘いな～！！よし、僕がもっとみんなが行かないように書いてやる！！

「レストランOKYA～MAは詐欺団のたまり場で、あそこに行くと詐欺に遭うこともあるらしい」よしよし、これくらい書いておくとみんな行かなくなるし、高いお金を払って嫌な思いをする人もいないだろう。

▶ スライド 6

考えてみよう!
レストラン・OKYA～MAに関する書き込み

CASE:A
ももた君の書き込みは法的に問題になりますか?

CASE:B
うら君の書き込みはどうですか?
その理由も考えて下さい。
二つの書き込みは何が違いますか?

刑法230条 名誉毀損 をCheck!

考えてみましょう!

レストランOKYA～MAに関する SNS への書き込みについて

ケースAのももた君の書き込みは法的に問題になりますか?
「なる」か「ならない」かに印をしてその理由をワークシートに記入してください。

ケースBのうら君の書き込みは法的に問題になりますか?
「なる」か「ならない」かに印をしてその理由をワークシートに記入してください。

ももた君の書き込みとうら君の書き込み、両方の書き込みとも、レストランの評判を下げています。どこがちがうのでしょうか。

ケースAの「レストランOKYA～MA。高いだけで美味しくなかった!」という書き込みは、レストランに関するももた君の感想なので、法的に問題になることはないでしょう。

ケースBの「レストランOKYA～MAは詐欺団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい」という書き込みは、うらくん自身がその事実を確認せず、「詐欺団のたまり場で、そこで詐欺に遭うらしい」という事実を書き込んでいるので、法的に問題になります。

そこで、法的に問題になるということについてもう少し詳しく見ていきましょう。

まず、刑法 230 条名誉毀損をチェックしましょう。

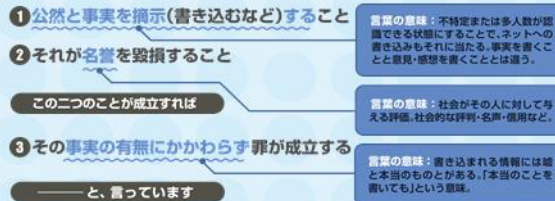
スライド7

考えてみよう! 1 レストラン・OKYA~MAへの書き込み



刑法230条(名誉毀損)

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。



刑法第230条(名誉毀損)

公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した者は、その事実の有無にかかわらず、3年以下の懲役若しくは禁錮又は50万円以下の罰金に処する。

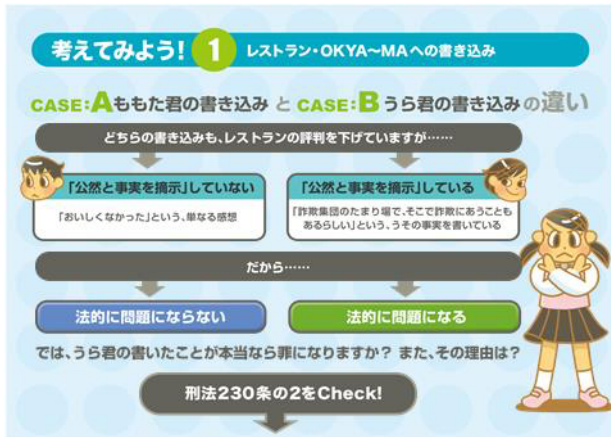
と規定しています。この刑法の条文は、何と言っているのでしょうか。細かく見ると、

- ①公然と事実を摘示(書き込むなど)すること
 - ②それが名誉を毀損すること
- この二つが成立すれば
- ③事実の有無にかかわらず、罪が成立すると言っています。

言葉が難しいのでもう少し説明します。

- ①公然と事実を摘示するとは、不特定または多数人が認識できる状態にすることで、ネットへの書き込みもそれに当たります。事実を書くことと感想を書くこととは違います。
- ②名誉とは、社会がその人に対して与える評価のことです。社会的な評判・名声・信用などですね。
- ③その事実の有無にかかわらずとは、書込まれる情報には嘘と本当のことがありますね。本当のことを書いても という意味です。

スライド 8



ケースAのももた君の書き込みと
ケースBのうら君の書き込みの違いは、
どちらの書き込みも、
レストランの評価を下げていますが

ももた君のは、「美味しくなかった」という
単なる感想を書いているので、
「公然と事実を摘示」していません。

しかし、うら君のは、
「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこ
ともあるらしい」という
事実を書いているので、
「公然と事実を摘示」しています。

だから、ももた君の書き込みは
法的に問題にならないのに対して、
うら君の書き込みは法的に
問題になるのですね。

では、うら君が書き込んだ
「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に遭うこ
ともあるらしい」が
本当のことであつたら、
どのような場合でも
法的に問題になるのでしょうか。

ケースBのうら君の書き込みが
事実であつた場合でも
法的に問題になりますか？
「なる」か「ならない」かに印をして
その理由をワークシートに記入してください。

先程みた、刑法230条は
「その事実の有無にかかわらず」
ということですから、
法的に問題になりそうですよね。

しかし、それでいいのでしょうか？
憲法 21 条を見てみましょう。

憲法 21 条
集会、結社及び言論、出版その他一切の
表現の自由は、これを保障する

憲法は表現の自由を保障しています。
表現の自由が保障されているのは、
民主主義にとって
とても大切なことだからでしたね。
本当に大切なことで、
社会のために必要なことは、
みんなに伝える必要があるにもかかわらず、
発言すると罰せられては困りますね。

▶ スライド 9

考えてみよう! 1 レストラン・OKYA～MAへの書き込み

刑法230条の2

前条第1項の行為が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない

公共の利害に関する事実の場合は
(目的が専ら公益を図ることにあり、本当のことを書いていたら罰せられないということです。)

では
公共の利害に関するとはどういうことが考えてみましょう。

「誰にも関係のある可能性があるか否か」
がポイントです。



ここで刑法 230 条の2をチェックしてみましょう。

刑法第230条の2
(公共の利害に関する場合の特例)

1項 前条第1項の行為(公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為)が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しないとあります。

つまり、公共の利害に関する事実の場合は、本当のことを書いていたら罰せられないということです。

公共の利害に関するかは、「誰にも関係のある可能性があるか否か」がポイントのようです。

▶ スライド 10

考えてみよう! 1 レストラン・OKYA～MAへの書き込み

—ということは、CASE: Bでうら君が書き込んだ

レストラン・OKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、
そこで詐欺に遭うこともあるらしい

この内容が事実ならば、
「公共の利害に関する事実」かどうか、が問題になります。

この事実は「公共の利害に関する事実」でしょうか?
「公共の利害に関する事実」であるとすれば、それはどうですか?

レストランは誰でもお客さんになる可能性があります。
なので、お店のことは、「公共の利害に関する事実」です。
犯罪に関する事実も「公共の利害に関する事実」とされています。



ということは、
「レストランOKYA～MAは詐欺集団のたまり場で、
そこで詐欺に遭うこともあるらしい」が
本当なら、
これが「公共の利害に関する事実」か
どうかということが問題になりますね。

ポイント①

この事実は
「公共の利害に関する事実」であるか

ポイント②

「公共の利害に関する事実」であるとすれば、
それはどうしてか?

レストランとはどのような場所でしょうか?

誰でも行ける場所、
つまり、誰でもお客さんになる可能性が
ありますね。

ということは、レストランのことは、
「公共の利害に関する事実」とみなされます。

また、「詐欺」という犯罪に関する事実も
公共の利害に関する事実とされています。

▶ スライド 11

考えてみよう! 1 レストラン・OKYA~MAに関する書き込み

CASE:A ももた君の書き込み

レストラン・OKYA~MA
高いだけでおいしくなかった!

法的責任を問われない

レストランに関するももた君の感想なので、法的に問題になることはないでしょう。

CASE:B うら君の書き込み

レストラン・OKYA~MA
は詐欺集団のたまり場で、
そこで詐欺にあうこともあるらしい

法的責任を問われる

うら君自身がその事実を確認せず、でっち上げで「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺にあうこともあるらしい」という嘘の事実を書き込んでいるから、

法的責任を問われない

ここで書いた事実が本当のことだと証明できれば、法的責任は問われません。

ということで、

ケースAのももた君の書き込み
「レストランOKYA~MA。高いだけで美味しくなかった!」という書き込みは、
法的責任を問われません。
なぜなら、
レストランに関する
ももた君の感想だからということです。

ケースBのうら君の書き込み
「レストランOKYA~MAは詐欺集団の
たまり場で、そこで詐欺に遭うこともあるらしい!」
という書き込みは、
法的に責任を問われます。
なぜなら、
うらくん自身が
その事実を確認せず、でっち上げて
「詐欺集団のたまり場で、そこで詐欺に
遭うらしい!」という
嘘の事実を書き込んでいるからです。


しかし、
法的に責任を問われない場合があります。
それは、
書いた事実が本当のことだと証明できれば、
誰にも関係の可能性がある事実ということで
責任を問われません。

つまり、
公共の利害に関するかは、
誰にも関係のある可能性があるか否かが
ポイントのようです。

▶ スライド 12

考えてみよう! 2 プライバシーの侵害

では、本当のことであれば、なにを書いても法的に問題はないのでしょうか？
ももこさんがSNSになにか書き込んでいますが……



NO! 民事の損害賠償の対象になります

プライバシーを侵害する行為は、**刑罰**の対象とならない場合でも、被害者からの訴えで損害賠償の対象となる場合があります。

プライバシー権

私生活上の情報をみだりに公開されない権利
憲法13条「個人の尊重」から導かれる。

内容

- ① 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることからあること
- ② 一般の人々に未だ知られていないことからあること……等々

では、本当のことであれば、何を書いても法的に問題にならないのでしょうか？

ももこさんが、SNS で「ももた君の住所は〇〇で、学校から×××を通過して帰っている」とももた君の個人情報を書き込んでいます。

ももこさんの書き込みは、法的に問題になりますか？
「なる」か「ならない」かに印をしてその理由をワークシートに記入してください。

いくら本当のことを書いていたとしても、民事の損害賠償の対象となることがあります。

ももこさんは、ももた君のプライバシーを侵害することをしています。このようなプライバシーを侵害する行為は、刑罰の対象とならない場合でも、被害者からの訴えで損害賠償の対象などになることがあります。

プライバシーの権利とは、私生活上の情報をみだりに公開されない権利で、憲法 13 条「個人の尊重」から導かれます。

プライバシーの内容は、

- ① 私生活上の事実または私生活上の事実らしく受け取られるおそれのあることからあること
- ② 一般の人々に未だ知られていないことからあること…等々です。

➤ スライド 13

中間まとめ!

商品について感想を書くことは自由

事実を書いて名誉を傷つける行為は、
本当のことを書いても罰せられない。

それが、公共の利害に関する
事実に関することであり、
本当のことであれば罰せられない。

プライバシーを侵害する行為は、
名誉を傷つけなくても損害賠償の対象となる。



ではここまで学んだことをまとめてみましょう。

商品について感想を書くことは自由です。
事実を書いて名誉を傷つける行為は、
本当のことを書いても罰せられます。

それが、
公共の利害に関する事実に関することであり、
本当のことであれば罰せられません。

プライバシーを侵害する行為は、
名誉を傷つけなくても
損害賠償の対象となります。

➤ スライド 14

考えてみよう! 3 公共の利害に関する人について

人物についてSNSに書き込む場合、

「公共の利害に関する人についての事実」
かどうか?

が問題となります。



週刊誌やテレビなどで
プライバシーが取り上げられたり、
色々と論評されたりする「公共の利害に関する人」
とはどんな人でしょうか?
なぜももた君たちとは違うのでしょうか?



では、
テレビや新聞・週刊誌で取り上げられている人と
ももた君との違いは何でしょうか。
人物などについて書く場合、
「公共の利害に関する人についての事実」か
どうか問題となります。

週刊誌やテレビなどで
プライバシーが取り上げられたり、
色々と論評されている人たちは、
どんな人たちが、
ももた君とどこが違うか
ワークシートに記入してください。

▶ スライド 15

考えてみよう! 3 公共の利害に関する人について

「公共の利害に関する人」

第1類型 第2類型



政治家、公務員、大企業の社長、スポーツ選手、タレント、など

犯罪に関係した人たち

「公人」といって、社会に対して大きな影響力を持っているので、「公共の利害に関する事実」に当たる場合があるとされています。

犯罪を行った人たちで、犯罪について世論と協力して取り締まることができるように、などと説明されています。

「公共の利害に関する人」のことをSNSに書き込む場合でも、嘘を書いてはいけません。

「公共の利害に関する人」とは、

まず、第1類型で、

①政治家、公務員や

②大企業の社長、アイドル、俳優、スポーツ選手といった、

「公人」といって、社会に対して大きな影響力を持っているので、

「公共の利害に関する事実」に

当たる場合があるとされています。

次に、第2類型で、

犯罪を行った人たちです。

犯罪について世論と協力して取り締まることができるようになどと説明されています。

これらの人たちが

「公共の利害に関する」ひとたち
というわけです。

しかし、

週刊誌とか見て、

プライバシーが書いてあるからといって、

誰のプライバシーでも書いて良い

ということではないことに気をつけてください。

「公共の利害に関する人」のことを

SNS に書き込む場合でも、

嘘を書いてはいけません。

▶ スライド 16



では、今日学んだことをまとめてみましょう。

憲法 21 条は、
集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
として、表現活動の自由を規定しています。

したがって、
インターネットに自分の意見を書き込む自由があります。

しかし
相手にも名誉権・プライバシー権があります。

憲法 13 条は、
すべての国民は、個人として尊重される。
として、
個人の名誉やプライバシーの保護を規定しています。

したがって、
私生活、悪口・陰口、その他書いてほしくないことは書かれない、
つまり
みだりに公開されない権利があります。

これら二つの自由と権利はぶつかりますね。

どうやって調整したらよいのでしょうか。

▶ スライド 17

考えてみよう! 4 どうやって調整したらいいの?

刑法230条の2 (公共の利害に関する場合の特例)

前条第1項の行為(公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為)が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

刑法第230条の2の意義

「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法21条による正当な言論の保障との調和」を図る

最高裁判所大法廷判決
昭和44(1969)年6月25日

人権と人権との調整
を行っているんだね

憲法は表現の自由を保障

自由だと言っても、名誉を毀損したり、人格を傷つけるような内容を書き込んだ場合、**民事的な責任、刑事的な責任**を問われる可能性があります。



先程見た、刑法230条の2は、これを調整するための規定だったんですね。

もう一度、刑法 30 条の2を確認してみましょう。

刑法第230条の2 (公共の利害に関する場合の特例)

1項

前条第1項の行為(公然と事実を摘示し、人の名誉を毀損した行為)が公共の利害に関する事実に係り、かつ、その目的が専ら公益を図ることにあったと認める場合には、事実の真否を判断し、真実であることの証明があったときは、これを罰しない。

刑法 230 条の2の意義は「人格権としての個人の名誉の保護と、憲法 21 条による正当な言論の保障との調和」を図ることであると、最高裁判所大法廷の昭和 44 年(1969 年)6 月 25 日の判決で述べています。

憲法は表現の自由を保障しますが、自由の反対側には責任があります。

自由だと言っても、名誉を毀損したり、傷つけたりするような内容を書き込んだ場合は、民事的な責任、刑事的な責任を問われる可能性があります。

つまり、法律は、公益や人権を守るために存在し、人権と人権との調整を行っているのです。

▶ スライド 18

もっと考えてみよう!

教室で、ももこさんと楽しそうに話しているももた君。
それを見ていたうら君が、またもや何か思いついたようで、SNSに書き込み始めました。



教室でももこさんと楽しそうに話しているももた君がいます。

それを見ていた うら君が、
また何か思いついたようです。
SNS に書き込みを始めました。

うら;
ももたはいつもももこと仲良くしているなあ...
そうだ!
ももたのイメージダウンになるようなことを
書き込んでやろう。

「このまえの試験のとき、
ももたがカンニングをしているのを見た！」

よしよし、これを読んだらももこも少しは
考えなおして、僕とも仲良くするだろう。

➤ スライド 19

もっと考えてみよう!

「ももたがカンニングをした」——というのは

「公共の利害に関する事実」でしょうか？
「誰にも関係のある可能性のある」問題でしょうか？

そうとは言えません

クラスや学校では関心のある問題であっても、一般の人が知る必要はない問題です。犯罪とも言えません。学校のなかの問題です。

- ももた君がカンニングしたかどうかを決める権利は、先生や学校にあります。
- それを決めるにはきちんとした手続きが必要です。
- 仮に、ももた君がカンニングをしたところを見たとしても、それはその場で先生に言う必要があります。

つまり…

うら君が「カンニングを見た」ことが、本当であっても、嘘であっても、「公共の利害に関する事実」ではありません。

従って

うら君が書き込んだことが、ももた君の社会的評価を下げることになり、**名誉毀損**に当たるでしょう

刑法 230 条の 2 は、どのように書いていたか確認しながら考えてみましょう。

「ももたがカンニングをした」というのは、「公共の利害に関する事実」でしょうか？つまり、「誰にも関係のある可能性のある」問題でしょうか？どうでしょうか？どうも、そうとは言えないようです。

クラスや学校では関心のある問題であっても、一般の人が知る必要はない問題です。

犯罪とも言えませんね。

学校という中での問題です。

- ①ももた君がカンニングしたかどうかを決める権利は、先生や学校にあります。
- ②それを決めるには、きちんとした手続きが必要です。
- ③仮に、ももた君がカンニングをしたところを見たとしても、それはその場で先生に言う必要があります。

つまり、うら君が「カンニングを見た」ことが、本当であっても、嘘であっても、「公共の利害に関する事実」ではありません。

したがって、うら君が書き込んだことが、ももた君の社会的評価を下げることになり、名誉毀損に当たるでしょう。

➤ スライド 20

SNSへの書き込みは公然となる可能性があるよ!

インターネットを利用して情報を発信するときはよく考えて注意して書き込もうね!



SNS への書き込みは、公然となる可能性があります。

インターネットを利用して情報を発信する場合はよく考えて責任ある書き込みをしましょう。

「その書き込み、SNSにしても大丈夫？ 授業教材パック」

この教材は、消費者庁の先駆的プログラムとして、岡山県が平成27年度から3年間かけて作成に取り組んだ発達段階別消費者教育教材の一つです。

作成に当たり、消費者教育教材作成研究会委員の方々に御協力いただき、貴重な御意見を頂戴することができましたことを深く感謝します。

また、本教材の作成に当たっては、岡山大学法学部の教員と学生で構成されるワーキンググループにお願ひし、原案の作成やモデル授業の実施などで協力をさせていただきました。

これらの教材は、「岡山県版消費者教育教材マップ」のとおり体系的に作成しておりますので、様々な場面で御活用ください。

消費者教育教材作成研究会（50音順）

大森 秀臣（岡山大学法学部 教授）

桑原 敏典（岡山大学教育学部 教授）

里 真佐子（H27）青木 博子（H28）岡野 展子（H29）（国公立幼稚園・こども園長会 会長）

○中富 公一（岡山大学法学部 教授） 制作ワーキンググループ主宰

中村 誠（岡山大学法学部 教授）

福地 慶太（H27・H28）藤田 研二（H29）（岡山県金融広報委員会 会長）

前田 芳男（岡山大学地域総合研究センター 副センター長 教授）

森 雅子（ノートルダム清心学園清心中学校・清心女子高等学校 副校長）

（岡山市）岡山市教育委員会指導課 課長

岡山市消費生活センター 所長

（岡山県）岡山県教育庁高校教育課 課長

岡山県教育庁義務教育課 課長

岡山県県民生活部くらし安全安心課 課長

岡山県消費生活センター 所長

岡山県消費生活センター 消費者教育コーディネーター

監修

矢吹 香月（岡山県消費者教育コーディネーター）

制作・編集

公益社団法人 全国消費生活相談員協会

デザイン・イラスト制作

中山 和美

発行

岡山県

岡山県消費生活センター

〒700-0807 岡山市北区南方 2-13-1

TEL(086)226-1019 FAX(086)227-3715

平成30年3月

岡山県県民生活部くらし安全安心課

〒700-8570 岡山市北区内山下 2-4-6

TEL(086)226-7346 FAX(086)225-9151